

オケージョナル・ペーパー No.28

駿河国人別調沼津・原政表再論

2012年1月

法政大学

日本統計研究所

駿河国人別調沼津・原政表再論

森 博美

はじめに

『総理府統計局八十年史稿』は、『日本政表』の創刊、統計院の実現、本邦国勢調査の濫觴たる甲斐国現在人別調の実施、統計学校の創設、統計研究団体の育成等を列挙し、「当時先生の残された事業は今日の進歩した日本統計の礎石を築いた」[八十年史(1951)序文]と、わが国統計界の先人である杉亨二の偉業を讃えている。特に、大正9年(1920年)の第一回国勢調査よりも40年以上も前に現在の山梨県全域を対象に彼が企画、実施した「甲斐国現在人別調」は、わが国近代統計の揺籃期の統計史を飾る金字塔として、現在でも高く評価されている。

ところで杉は、甲斐国現在人別調の10年前の明治2年(1869年)にも、「家別表」という個票を用いた人口調査を実施している。世にいう「駿河国人別調」がそれである。この調査は、政治的理由により実施半ばで中止を余儀なくされるが、その時点ですでに実査が完了していた沼津と原については、集計され、それぞれ沼津政表、原政表として公表されている。なお、これらの結果表は、杉の高弟の一人である世良太一編『杉先生講演集(全)』にも収録されている。

甲斐国現在人別調と異なり、駿河国人別調については、記録として残されている調査の準備、実査、集計過程に関する資料が極めて限られており、また調査の実施状況そのものに関しても不明な部分が多い。このような事情もあり、駿河国人別調を取り上げた研究は、[河合(1911)]、[黒羽(1930)]、[辻(1961)]、[藪内(1977)]などに限られている。これらのうち[辻(1961)]と[藪内(1977)]はこの調査の統計史上の位置づけ、評価を試みているが、他はいずれも、基本的に甲斐国現在人別調の前史としてこの調査実施に至る経緯とその挫折の顛末を、主として『杉亨二自叙傳』等の記載に依拠して紹介しただけのものである。

大正4年(1915年)10月9日、上野不忍池畔の笑福亭で、杉の米寿を祝う宴席が催された。その席で發議され、後日、門下生の一人である世良太一が杉から聴録して成ったのが『杉亨二自叙傳』である。当時、杉はすでに高齢であり、本人の記憶を頼りに聞き書きにより編まれたことから、この書物は多くの部分で資料的裏づけを欠いたものとなっている。『杉亨二自叙傳』を主たる典拠資料としたこれまでの駿河国人別調をめぐる論考の多くがいまひとつ具体的内容に乏しいのも、このような資料面での制約が大きい。本稿もまた、新たに発掘した資料に依拠したものではないという点では、必ずしも既存研究の域を出るものではない。

ところで、筆者は別稿[森(2012)]において、人別帳に記載された情報の情報特性という観点から、江戸時代中後期における人別改の特徴を明らかにした。江戸時代の人口調査である人別改と明治初期の駿河国人別調とを比較考察することによって、後者の特徴の解明にいくらかでも接近できるのではないかと考えたことが、本稿であえて駿河国人別調を考察の対象として取り上げた主たる動機である。

以下本稿では、調査票の内容と形式という側面に焦点をあて、駿河国人別調で使用された調査票(「家別表」と「調査事項一覧」)の特徴を明らかにするとともに、これらの調査票情報と集計結果として残されている沼津、原政表との関連について考察してみたい。このことによって、近代統計の黎明期に実施されたこの調査の適切な歴史的的位置を与えることができるだけでなく、統計調査論の観点からも、表式調査と個票調査の調査論理の質的相違を明確にするための有効な示唆が得

られるものと期待される。

1. 背景

文政 11 年(1828 年)に杉は、長崎で酒屋の子純道として生まれた。その後、亨二と改名し、元治元年(1864 年)8 月に開成所の洋学者が直参に抜擢されたのに伴い幕府直参となった。大政奉還の後杉は、仕えていた徳川家が駿河・遠江 70 万石を与えられ駿河府中藩として移封されたのに帯同して駿河に移住する。明治 2 年の沼津兵学校の開校に伴い、その頭取で開成所時代からの旧知であった西周から請われ杉は、同校で員外教授方としてフランス語と地理学を教えている。

当時沼津では、杉の開成所教授時代の教え子であった阿部邦之助^[注1]が奉行職の地位にあった。阿部に対して杉は「此所がスタチスチックの施しどころ」〔自叙傳(2005) 43 頁〕と説き彼の賛同を得、さらに静岡奉行中臺信太郎^[注1]にも面会し、「斯く徳川氏の新に封に就き政を施さんとするに方りては苟も領内の事実を詳にするにあらずんば畜に勞して功なきのみならず其弊や當に到らざるなきに及ぶの悔あるべし」として、「之を濟ふの道具「スタチスチック」に依て其実況を直写するにあるのみ」〔河合(1911) 34 頁〕と調査実施の緊要性を訴えた。

『杉先生講演集(全)』によれば、杉は中臺から「其政表の調」については重役としてその実施に関する委任を「私一身に引受け申す可し」〔自叙傳(2005) 44 頁〕との約束を取りつけ、「左あらばと固く約して政表調べの方法を實行し、左の表二枚を製した」〔講演集(全)(1902) 25-26 頁〕とある。その資料が、本稿末に示した付属資料1である。なお、以下本稿では、便宜上これを「報告事項一覧」と呼ぶことにする。

藩重役からの調査実施についての約束の取りつけに成功した杉は、藩の指示で静岡市中の名主が一堂に会した町会所に「報告事項一覧」を携えて出向き、集まった名主達に対して「諸氏の知らるゝ通り今度駿遠参の三國を徳川家へ恩賜ある上は、君公に於て治民の事に就き憂慮一方ならず、就ては、領内の人別何程あり、男は何程、女は何程、婚姻は何程、離縁は如何なりや、又人々の職業は何々なりや、子供の読み書き算用の出来る者何程、此等の事は治民の大事なれば委く知るべし」〔講演集(全)28 頁〕と説いている。このことから分かるように、当時の杉は、単なる人口数の把握だけでなく、人口動態や教育水準に関する調査などもその射程に入れた本格的な調査をすでに構想している。また、折しもその年が大凶作の年であったことから、「殊に近來の如き凶歳の時なぞは穀物の手當あるべき筈、又風俗の善悪など明瞭ならしむるに極めて必要なり」〔同 28 頁〕として調査実施の現実的必要性を杉は説く一方、「此の箇條に依つて先づ市中を取調べべしとの命なり」〔同 28 頁〕として、この調査が藩の指示によるものであるとして、名主達に対して協力を要請している。

このようないわば藩命ととれる調査協力要請に対して名主達からは、「報告事項一覧」の各箇条について「名主等一同誠に御尤もの箇条なり」、「一々婚姻などの事を届出る様に相成り候はゞ大に取締りにも相成り、至極結構」〔同 28 頁〕との積極的な賛意が表明された。これを受けて杉は、調査業務が順調に運ぶように、名主だけではなく「小前^[注2]の人々にも一應懇話ありたし、左なくしては取締りに不都合あつて宜しからず」ということで、「小前の者に相談の上に(調査に引用者)取掛」〔同 28 頁〕ることにしたいとの意向を、当日その会に出席した名主達に伝えている。

『杉先生講演集(全)』によれば、後日、改めて招待に応じて出席した説明会において名主達から、「小前共に相談に及び候ところ一同差支えなき趣を申聞ます」との小前の賛意についての確証を得た杉は、「左らば先づ市中を取調べべしと家別表を人々に配布」〔講演集(全)(1902) 28 頁〕

したとある。これが、本稿末尾に掲げた付属資料2の「家別表」である。

2. 実査

(1) 調査実施体制

「報告事項一覧」については、「之を所持して静岡の町会所へ参り」〔講演集(全)(1902) 27 頁〕という記述からも明らかなように、杉は名主達との最初の会合に先立ってこの一覧書類を作成し、説明会当日に持参している。他方、「家別表」については、「左らば先づ市中を取調べべしと家別表を人々に配布し、日を期して両 3 人を召連れ取調べを致した」〔講演集(全)(1902) 8 頁〕とある。

ここで、「家別表」に関して、いくつか詳らかでない点について述べておこう。

その1は、この調査様式の作成時点に関するものである。それは一体、どの時点で作成されたのであろうか。名主を召集して開催された二度目の説明会に杉が持参していたのか、あるいはそこで調査実施の最終的な了承を得たと判断した上で彼が作成したのかが判然としない。

次に、それを「人々に配布し」という箇所も曖昧さの残る表現である。なぜなら、ここでの「人々」が説明会に出席した名主達を指すのか、あるいは各住戸の居住者に直接配布したのかが不明であるからである。もし仮に前者だとした場合にも、各名主にそれぞれの管轄地域における実査遂行に必要な部数をまとめて手渡し、小前にその配布を依頼したのであろうか。それとも各名主に対して単に記入の雛形様式だけを提示し、小前等にそれに従った作成、報告の提出を委ねたのであろうか。また、調査票を直接配布した場合にも、「家別表」がどのように各戸に配布されたのかが不明である。この場合、静岡市中での調査のために何枚の家別表が印刷され^{〔注3〕}その経費を杉がどのように調達したのかに関する記録は全く残されておらず、杉自身もそれについては特に語ってはいない。

甲斐国現在人別調の場合、後年定期的に実施されることになる国勢調査と同様、その実施のためだけに臨時に動員された調査員(人別改人)によって実査が行われた。一方、駿河国人別調では杉は、江戸時代の人別改と同様に、町方の統治機構の末端を担う名主達に調査実施への協力を依頼している。すでに、〔森(2012)〕において論じたように、かつての人別改においては、その報告徴集の標準化が進められる江戸時代後期においても、触書とともにその作成の雛形が提示されているだけである。そこでは特定の定型化された様式が事前に準備され各戸に配布されたのではなく、人別帳そのものの作成は、申告義務者が雛形に倣ってそれを行うよう指示されているだけである。弘化 3(1846)年までこのような形で人別改が実施されていた事実を考えれば、この「家別表」がかつての人別改における人別帳のように、単なる雛形に過ぎないという可能性も完全には排除できない。

とはいえ、杉は『杉先生講演集(全)』の中で、調査結果の集計作業に関連して、単純集計表とクロス集計表の作成を例示的に掲げている^{〔注4〕}。それによれば、集計結果表は、「家別表」を繰り返し仕分けることによって作成される。この点を考えれば、駿河国人別調において、定型化された個票としての「家別表」が事前に作成され、配布されたとみなすのが妥当なように思われる。しかしその場合にも、その印刷費用を杉がどのように調達し、何部印刷したかは依然謎として残る。

(2) 実査

「報告事項一覧」と「家別表」という二種類の調査票の実査場面における取扱いは明らかに異なる。

まず「報告事項一覧」に関しては、その様式中に「右のケ條は何年何月としたゞめ三日の内に

とだけ可申事」として、その後実施される甲斐国現在人別調や国勢調査などと異なり、事由の発生のつど届け出を行うように指示されている。「報告事項一覧」の作成、提出要領に関する説明文で杉は、召使以外の住人に関する調査項目については記入後 3 日以内に、また召使に関する項目については、毎年 11 月 1 日から同月 15 日までに届け出なければならないとしている。また、報告書類の提出先は市中とそれ以外の地域とで異なっており、「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」と市中は町会所、また在方(市中以外の地区)は当該地区を所管する役人に届けるように指示されている。さらに、「報告事項一覧」については、単なる項目リストに過ぎず、届け出の際に使用する様式も「実用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候」としており、また届出人も、必ずしも「當人届に出候にも及ばず人頼にても召使の者にても持参可致事」と代理人による提出も認めている〔自叙傳(2005) 46 頁〕。

調査実施当時の静岡地域における一般市民の識字率を直接示す資料は手元にはない。八鍬友広は、「近世末期における日本人の識字率は 50%程度」〔八鍬(1990) 16 頁〕と見積もっている^{〔注5〕}。すでに〔森(2012)〕でも見たように、江戸時代には町中では名主だけでなく家主が、また農村では村役人が定期的に人別帳の作成を行っている。そこでは名前や年齢だけでなく、生国、家主との続柄、渡世(職業)といった様々な項目について、彼等はそれをいわば経常的に報告している。江戸時代からのこのような人別改に伴う調査慣行の存在を考慮するなら、駿河国人別調の実施当時、「報告事項一覧」に記載された各項目についての回答文書の作成には、際立った困難はなかったのではないかと考えられる。

他方、「家別表」については、『自叙傳』には「先づ市中を取調べべしとて、家別表を人々に配布し、日々両三人を召連れ、…取調べを為した」〔自叙傳(2005) 47 頁〕とある。この記述もまたいくつか曖昧な点を含んでいる。その 1 は、各住戸への配布を名主あるいは小前に委ねたのか、それとも杉らの個別訪問による配布であるのかが判然としない。杉は『自叙傳』の中で、全国ベースでの人別表の作成に係る予算の積算根拠と関連して、一日当たりの実調査件数を掲げている。その際に彼は、駿河国人別調にも言及しており、「余が會て静岡に於て之を試みしに、一日一人にして 40 軒を調べ得た〔自叙傳(2005) 87〕との自らの経験に基づいた実査業務量の見積を提示している。

駿河国人別調の実施当時、静岡市には 96 ヶ町^{〔注6〕}があった。それを「両三人」だけで調査を完遂できたとは到底考えられない。『自叙傳』等では特に触れてはいないが、「家別表」による調査についても、市中の名主や小前達が実際には記入済の「家別表」の回収作業の任にあたったものと考えるのが自然なように思われる。

(3) 調査の実施状況と顛末

駿河国人別調に対する人々の協力度はすこぶる高かった。この点に関して河合利安は次のように指摘している。すなわち、「此戸籍調査が人民の寧ろ頗る歓迎する所となりしは稍、意外に感ぜざるを得ざる所なりき顧ふに其當時他國より来て婿養子となりし者等は送状なるものを先住地より現住地に移送し以て其土地の人別に入るの規程あり若し其土地の人別に漏る者あれば之を帳外者と称し町村の会合等に當ても其自説を吐く能はざる等の習慣ありて世人の侮辱を受くること多かりしに今本調査に際し皆之を普通の人民に加へたるを以て國民の之を歓迎せしや固より宣なり」〔河合(1911) 36 頁〕、と。このことは、人別改による把握漏れ、すなわち人別帳外人口が少なからず存在したことを窺わせるひとつの状況証拠としても興味深い。

ともかくこのようにして、調査は順調に進み、静岡については「二三の者に託して」〔自叙傳(2005) 48 頁〕、杉自身は江尻、沼津、原、清水港へと調査を展開する。このうち、特に、沼津と原について

は人口が比較的小規模であったという事情もあり、最も早く調査は完了した。

しかしながら、一見順調に運ぶと思われた駿河国人別調の実施に対して、途中であらぬことかその実施への全面的支持を表明していた藩の重役から異論が出された。「封土人民奉還の後であるから朝廷で為さらぬ事に當藩で斯様な調べをするのは宜しく無い」〔自叙傳(2005) 50-51 頁〕というのがその理由である。この調査は、藩重役の支持の下、いわば藩公認の事業として進めてきたことから、杉はそのそもそもの前提を突き崩されたことになる。その結果、杉は調査継続の断念を余儀なくされ、藩全域を対象とした調査はついに未完成のまま挫折することになる。

このような顛末の中、その時点で調査が完了していた沼津と原調査についてだけ集計が行われ、その結果が沼津政表、原政表として今日に残されている。なお、「静岡市九十六箇町を調査し畢んぬ」〔河合(1911) 35 頁〕として調査そのものは終了していたはずであるにもかかわらず、同市の調査結果については、調査資料の所在も含め、今日、それを窺い知る手掛かりは全く残されていない。

3. 「報告事項一覧」と「家別表」の特徴

(1) 「報告事項一覧」

すでに述べたように、本稿末尾に掲げた付属資料1に示した「報告事項一覧」は、杉が名主に対する第1回目の会合に持参したものである。それは、その中に記載されている説明文(付属資料1のゴシック文字で表記した部分)からも分かるように、その大半は動的な事象の把握を目的としたものである。これに対して、「家別表」が基本的に人口の静態面の把握を目的としたものである。従って、これらの調査資料は、本質的にそれが把握を目指す現象の統計的側面を異にする。

(i) 召使以外の住人ならびに世帯項目

表1は、召使以外の住人と世帯に関する報告事項をその属性の種類別に分類したものである。なお、表中ならびに付属資料1中の記号(a)～(r)は、以後の説明のために筆者が独自に付与したものである。

表1 報告事項のタイプ別分類

個人	自然動態	婚姻	(a)嫁取	(b)婿取	(g)縁ぐみ
		離婚	(f)りゑん		
		縁組	(c)もらひ子		
		出生死亡	(d)出産	(e)死去	
		家族状態	(h)やもを	(i)やもめ	(j)みなし子
個人	社会動態	就業	(m)とせい替	(p)出かせぎ	(q)入かせぎ
		宗教	(r)宗旨がへ		
世帯	住宅土地	土地	(l)田畑山林		
		住居	(n)家持	(o)借家	

上表に整理したように、報告事項はまず、個人と世帯に関する動態現象とに大別される。このうち個人については、さらに個人の自然動態と社会動態に関していくつかの事項が取り上げられている。

自然動態に係る事項としては、婚姻、離婚、縁組、出生死亡がある。このうち婚姻については、「(a)嫁取」、「(b)婿取」として婚姻による世帯への移動流入者本人の生国、親の名、養子か否かさらに年齢の記載を求めている。また、「(g)縁ぐみ」では、婚姻によって人を迎える世帯側の当事者の年齢と婚姻回数が報告事項となっている。離婚については、「(f)りゑん」による世帯からの移動流出者の離婚時の年齢が報告事項である。さらに縁組については、「(c)もらひ子」の生国、親の名、性別、年齢についての報告を求めている。最後に、出生と死亡のうちまず出生については、「(d)出産」として出生した子供の性別、単産・複産の別、さらには流産、死産を、また「(e)死去」については、性別、死亡時年齢、死因を調べている。

さらにこの「報告事項一覧」には、配偶者あるいは両親との離死別の結果として発生する個人の状態についての記載事項も含まれる。配偶者と離死別した「(h)やもを」、「(i)やもめ」については、本人の生国、職業さらには離死別時の年齢を、また両親や家族を失い「(j)みなし子」となった者については、本人の性別と年齢を記載するようになっている。

一方、社会動態面では、「報告事項一覧」によって就業と宗旨の異動が把握される。このうち就業については、「(m)とせい替」として転職者の前職と現職を調べている。また、宗旨の異動については、「(r)宗旨がへ」として、改宗前と改宗後の宗旨を記載報告事項としている。

また出稼ぎに伴う人々の地域間移動も調査事項に加えられている。出稼ぎのための他地域への流出移動者については、「(p)出かせぎ」の項で、本人の性別、年齢、さらには移動先の国名、移動先での職業を、一方、出稼者の受入れに関しては、「(q)入かせぎ」として、本人の性別、年齢の他に生国と現在の職業の報告を求めている。ちなみに、このような人口の地域間移動については、江戸時代の人別改においても、「出人別帳」、「入人別帳」によってその詳細な把握を行う仕組みになっていた〔森(2012)〕。

一方、世帯関連の事項については、田畑や山林といった農林業用途地あるいは住居所有の変化が把握できるように「報告事項一覧」は設計されている。このうちまず「(l)田畑山林」の譲渡に関しては、譲渡を受ける者の名前、また他から田畑等の譲渡を受けた場合には、譲渡元の者の名前を記載するように指示されている。また、家屋については、家屋購入により家持となった者の場合、その販売者ならびに購入者本人の双方の職業を記載する必要がある。さらに、借家を借り受ける場合にも同様に、貸手と借手の双方の職業を記載することになっている。

このように、「報告事項一覧」では、個人と世帯に関する様々な自然動態ならびに社会動態事象に関する報告が求められている。特に、個人に関しては、報告の記載内容から出生・死亡、婚姻・離婚、さらには縁組といった自然動態の把握が行えるだけでなく、婚姻や縁組さらには出稼ぎや入稼ぎに伴う地域(生国)間移動も捉えられるように「報告事項一覧」は設計されている。このように、自然動態と社会動態とを統一的に捉えようとする杉の調査設計は独特である。

なお、「報告事項一覧」では、これらの報告事項(a)～(r)について、「何年何月としたゞめ3日の内にとゞけ可申事」とし、また「市中は町会所在方は其所役人え届出可申事」と、事由発生から3日以内に年月を明記した上で届け出るよう求めている。なお届け出に際しては必ずしも「當人」による提出を義務づけてはおらず、「人頼にでも召使の者」による持参もまた認めている。

(ii) 召使に関する項目

住居に召使を同居させている場合、その者の性別、年齢、生国、職業、さらには宗旨の報告を求めている。なお、その者が子供を同伴させている場合には、これらの報告事項に加えて、その子の性別と年齢をあわせて報告しなければならない。表1に示した召使以外の住人ならびに世帯関

係の報告事項と異なり、召使については年1回11月1日から15日までの間に届け出るよう「報告事項一覧」では指示されている。

ところで、後年杉は、人別調査について次のように語っている。「凡ソ人別ヲ調ブルノ方法其大要ニアリーヲ人員所静ノ調ト云フ即チ現在人別調ニシテ人ノ静止スル所ニ就テ一挙シテ同時ニ其國ノ人別ヲ調査シ國ノ定法ニ從テ五年若クハ十年毎ニ之ヲ行フモノトス一人員所動ノ調ト云フ毎年一月一日午前零時ヨリ十二月三十一日午後十二時ニ至ル一年間ノ出生死亡婚姻移住等総て人ノ變動スル所ニ就テ調ブルモノトス」〔統計院(1882)2頁〕、と。

駿河国人別調の実施に際して、今日で言えば「調査員手引」や「調査票記入要領」に相当する「人別調人心得」や「書込み雛形」が作成されたかどうかに関する記録は残されておらず、杉自身もこれらの点については何も触れていない。また、町会所や村役人に提出された報告書類がその後どのように取り扱われたかも不明である。しかし、駿河国人別調の実施当時、すでに杉が人口の動態面の把握に大きな関心を寄せていたことは、この「報告事項一覧」の内容からも読み取ることができる。

(2)「家別表」

一方、「家別表」は、基本的に人口の静態面把握のための調査票として設計されたものである。甲斐国現在人別調の調査実施の際には、調査の準備過程で「人別調人心得」あるいは「家別表」の書込み雛形が作成され、これらの調査資料は記録として残されている。「人別調人心得」や「書込雛形」は、「家別表」という個票方式による調査のより円滑な遂行にとって不可欠である。しかし、駿河国人別調の実施に際して、「家別表」に関してもこの種の調査関係資料が作成されたかどうかは定かでない。また、杉の『自叙傳』等にもこれらに関する記述は見当たらない。

このように、調査の実施に際して実査の現場で実際に「家別表」への記入がどのように行われたかを窺い知る手掛かりとなる資料は全く残されていない。それぞれの欄に異動の発生年月等の時点情報が付記されていない限り、「家別表」の各列の欄の記載からは、奉公人を含め個々の世帯員等の属性に関する静態情報しか得ることはできない。「家別表」を人口の静態面把握のための調査票とみなすのは、このような理由からである。

「家別表」については、その他にもいくつか不明な点がある。

例えば、当該住戸に「夫」と「僕」以外に男が3人(あるいは同様に、「婦」(妻)と「婢」以外に女が3人以上居住する場合には、「家別表」にはどのように記入するのであろうか。こういった場合には、別途、追加の「家別表」が配布されたということも考えられる。また「家別表」の口行の欄(「人数」)が仮に「夫」と「僕」以外の家族員を「孤」、「獨」といったステイタス別に人数としてまとめ記載することを意図して設けられているとした場合、結果的に各列には複数の個体(個人)に関する情報がそれぞれ集計量として記載されることになる。その場合、各列の情報は、必ずしも当該住戸に居住する者の個体情報には対応しない。従って、もし「家別表」が部分的にせよ非個体情報(集計量)を含む場合、それは厳密な意味での調査個票とはいえないことになる。

さらに、「家別表」には、もうひとつ大きな謎がある。それは、「家別表」の最下欄の各文字が天地逆に印刷されていることである。当時作成された市街地図などには表記の方向の統一という認識がなく、例えば大名の居城を中心に、四方に地名が表記されたものが多く見受けられる。「家別表」を設計するに際して杉はなぜそれを逆向きに表示したのであろうか。このような表記の意図についても、杉自身の文書にはそれについて触れたものは特に残されていない。

4. 調査事項一覧・家別表と集計結果

沼津政表と原政表については、「明治二年先生の建議に因りて實行し漸次全封に及ぶを期せられしものにして我國現在人別調の濫觴と称すべし今や諸政歐州の制度に著々進歩するも國勢調査所謂センサスに至りては未だ實行の期を見ず然るに三十年前封建割據の遺習未だ除かざるの時に當り假令一小部分の調なりと雖實地に之を施行せられしは其見識の卓越なる豊賛歎でざるを得んや乃ち此に附載して其典型を示すこと爾り」という序を付して『杉先生講演集(全)』に附録として収録されている。

沼津政表と原政表の結果表章の表形式を比較してみると、それぞれの調査地点の地区特性を反映した若干の差異が認められる。例えば、原には市域が存在しないため、原政表には市・在の内訳は存在しない。また原政表には、御傳馬所付宿方郷方従事者という分類項目がない。これらの点を除けば、沼津政表と原政表の表形式(各表の表頭、表側)は全く同じであり、同一の集計計画に従って集計作業は行われたものと考えられる。

なお集録されている結果表には表番号も表題も特に付されていない。このため以下では行論の便宜から、それらの表章内容を参考にして、それぞれ独自の表番号をつけて表示することにした〔表2参照〕。なお、同表中の右の2列は、各表の集計事項の「質問項目一覧」と「家別表」の該当項目との対応状況を示したものである。

表2 調査事項一覧・家別表と集計結果

	沼津	原	表章内容	質問項目一覧	家別表
1表	○	△	男女・(市在)別人口		男(a~c)、女(d~f)
2表	○	○	男女・年齢階級別人口		男(a~c)*ハ、女(d~f)*ハ
3表	○	○	男女・年齢階級別有配偶者数		夫(a*ハ)、婦(d*ハ)
4表	○	○	男女・婚姻関係・年齢階級別人口	男(k, f, g, h)、女(k, f, g, i)	
5表	○	○	窮民人口		男(あ、い、う)、女(か、き、く)
6表	○	○	男女別廢疾者数	×	×
7表	○	○	男女別生死者数	×	×
8表	○	○	生国別男女、僧尼奉公人等数		男(a~c)*イ*へ、女(d~f)*イ*へ
9表	○	○	男女、所屬別聖職者数		男(a~c)*ニ*へ、女(d~f)*ニ*へ
10表	○	○	宗門別人口		リ
11表	○	○	家屋所有関係別人口		ニ
12表	○	○	自小作別農業人口		ホ、農馬(×)
13表	○	○	職種別工業従事者数		へ
14表	○	○	職種別商業従事者数		へ
15表	○	○	その他業種従事者数		へ
16表	○	○	芸術等従事者数		へ
17表	○	-	御傳馬所付宿方郷方従事者		へ
18表	○	○	男女・国別出稼人口	(p)	
19表	○	○	男女・国別入稼人口	(q)	男(a~c)*イ*チ、女(d~f)*イ*チ

〔表注〕表中の記号のうち、「△」は該当する市人口なし、「-」は該当表なし、「×」は集計表作成不能、「*」は変数間のクロス集計を意味する。

上表の第12表～第17表に該当する沼津政表、原政表の集計結果からも読み取れるように、駿河国人別調では、士族は調査対象とはなっていない。この点について黒羽兵治郎は、「當初の目的が領内に善政を布くに由るべき根拠を見出さんとするにあつた」〔黒羽(1930) 54頁〕と評している。しかし、旧幕時代から行われてきた人別改では、公卿や武士(その又者(陪臣)や武家における奉公人も含む)は一貫して把握対象から除外されてきた。このような人別改の調査慣行に照らせば、ここで杉が士族を除外扱いとしているのも、単にこれまでの人別改の慣行に従っただけに過ぎない

ともいえる。

次に、「報告事項一覧」と「家別表」の各調査項目と集計結果表の内容との対応関係を見ておこう。

上記の表2からもわかるように、結果表の多くは「家別表」によって収集された個体情報を積み上げることによって製表されている。ちなみに、第9表は、男女別に加えて社、寺、庵別の神主、僧侶数を掲げているが、社、寺、庵に関する情報は(二)「家持借家」から、また神主、僧侶に関する情報は(へ)「業態」からそれぞれ得ることができる。その一方で、男女・婚姻関係・年齢階級別人口(第4表)は、「家別表」からは集計に必要な原情報を得ることができない。これらについては、「報告事項一覧」に基づいて提出された申告結果に基づいて集計されたものと考えられる。

また、国別の出稼人口(第18表)は、それぞれ男女別に沼津、原以外の他地域での職種(渡世)別就労状況に関する調査結果を掲げている。しかし、「家別表」には出稼ぎ先の国名の記入欄は設けられていない。従ってこの集計結果については、「報告事項一覧」の申告結果を原情報として作成されたものと考えられる。一方、入稼人口(第19表)は、出身国別に従事する職種別人口を男女別に掲載したものである。ここでの出身国を「生国」と解すれば、「家別表」に記載された情報からも集計に必要な情報を得ることができる。「報告事項一覧」の(q)中の「いずれの国か」は、生国を意味しているのかそれとも転入前の常住国のいずれを指すものであるのか。この文面だけからでは判定できない。

さらに、沼津政表、原政表には、そもそもの情報の源泉が不明な数字もいくつか散見される。

まず、第6表の廃疾者数と第7表の生死者数については、これらの集計に必要な原情報は「家別表」からも「報告事項一覧」からも得ることができない。この点に関して、かつてわが国の近世においては、領内の廃疾者数についてもその把握が行われていた。「検地帳」あるいは「人畜改帳」(棟付改帳、家並・人畜改帳、軒付帳、家数人数万改帳とも呼ばれる)などがそれである。

改帳の形式や把握事項は地域によってもまた時代によっても異なるが、速見融は紀州の慶長年間(1596～1615年)の検地帳を取り上げ、初期の家数人数改による「検地帳」の記載が田畑等の土地保有状況の把握だけでなく、農民の賦役負担能力の測定、すなわち「役家数」として農民の賦役労働力の把握も目的としていたとしている[速見(1957) 2-3頁]。徴課の対象となる役家(本百姓)数の算定は、当初把握された家数から庄屋^[注7]、身障者、技能者、宗教人、名子、下人、女子といった非役負担者^[注8]を控除する方法で行われた[速見(1957) 12頁、神崎(1970) 145頁]。このような徴課という行政目的で適正な家数算定のための基礎数字の一つとして、身障者数も把握されていたのである。また、例えば寛政8年(1796年)に出された「人別書上改正申渡」などでも、家主に対して「尼老人其外盲人等之者」に「別格可心付事」と普段から特別な心配りをするよう命じている。これらの事情を考慮すれば、第6表の原情報が駿河国人別調とは異なる例えば既存の記録から転写された可能性も全く排除できないわけではない。

第12表の自小作別農業人口については、家別表の(ホ)「田畑山林」から得られたものと考えられる。しかし、この表には農馬数についての結果数字も掲げられている。保有する農馬頭数については、駿河国人別調のいずれの調査資料からも集計に必要な原情報は入手することができない。周知のように、牛馬の疋数^[注9]は、田畑や家屋等の所有状況とともに以前から人畜改によって経常的に把握されてきた項目である。その数字の由来が不明な沼津(8疋)、原(60疋)という農馬数については、何か他の既存資料を情報の源泉としたのではないかと思われる。

5. 駿河国人別調の人別改的性格

わが国の統計史はこれまで、明治12年(1879年)12月31日現在で実施された甲斐国現在人別調を個票を用いた最初の近代的統計調査と位置づけてきた。それは、この調査を調査個票に基づく人口調査という観点から、近代国家の資格要件とされる人口センサス(国勢調査)につながる先駆的調査として評価するものに他ならない。

杉の統計活動における最大の業績とされている甲斐国現在人別調に較べれば、駿河国人別調はその存在さえ広くは周知されていない。しかし注目すべきことに、杉は駿河国人別調においてすでに「家別表」という調査個票を用いた調査を実施している。統計調査における個票の使用という点に限って言えば、甲斐国現在人別調を単に国勢調査の先行形態として捉えるのではなく、駿河国人別調 → 甲斐国現在人別調 → 国勢調査という一連の流れの中でそれらを捉える必要があるように思われる。

更に言えば、すでに別稿〔森(2012)〕でも論じたように、わが国では上古以来戸籍が造られ、近世以降、様々な形で領国の人口等の把握が行われてきた。特に、徳川八代将軍吉宗は、古来の「子午造籍」の例に倣い、6年を周期とする全国規模の人別改を制度化している。その意味では、江戸時代の人別改といういわば前史を踏まえて、駿河国人別調、甲斐国現在人別調、さらには国勢調査へとつながるわが国における人口調査の展開の中でそれぞれを捉え直す必要がある。そうすることによって初めて、杉の業績をより適切に評価できるだけでなく、さらには表式調査から個票調査への調査方式の展開過程を後づけ、それらの調査方式としての特徴もまた浮き彫りにできるように思われる。〔森(2012)〕で人別改における人別帳情報の情報特性を検討したのも、筆者自身にとっては、駿河国人別調をより適切に評価するための、いわば準備的作業という位置づけで行ったものである。

そこで以下では、江戸時代に長期にわたり子午改の形で、全国ベースでの定期的人口調査として実施されてきた人別改との比較を中心に、駿河国人別調の特徴を明らかにしておきたい。

(1) 両者の類似性

『杉亨二自叙傳』や『杉先生講演集(全)』に記載されている断片的記載から推察するに、杉は駿河国人別調の実施に際して、調査業務の遂行を名主に依存している。この点は後年彼が手がける甲斐国現在人別調において、調査のために特別に編成された調査員(人別改人)がその実査業務を担ったのとは本質的に異なる。維新こそ成ったものの、明治初頭においてはまだ幕藩体制の統治形態などの多くが実質的には維持されていた。

このような当時の時代状況の特質を考慮するなら、幕藩体制における支配機構の重要な結節要素を構成してきた奉行さらには名主達から調査実施への協力を取り付けることで調査の円滑な実施を目指すという駿河国人別調における杉の発想方法そのものが、まさに旧体制的な性格のものであった。なお、このような駿河国人別調の調査実施方式について辻博は、「封建的組織と封建的イデオロギーの残存を利用した」調査との特徴づけを与えており、また藩の中枢から出された異議による頓挫についても、「皮肉にも、それがかえって桎梏となって潰え去る」〔辻(1961) 31頁〕、と評している。

ところで、〔森(2012)〕ですでに論じたように、江戸期に人別改として実施された人口調査では、幕府による各種触書の伝達経路を遡行する形で、把握結果が報告として藩、幕府へと上申されていた。江戸町方を例にとれば、町奉行を頂点とする支配機構は、町年寄、年番名主、名主、家持という位階的支配構造を持ち、触書(町触)はこのような組織系統を経由して末端の地借人や店借人

へと伝達された。

一方、人別改によって把握された情報は、この組織系統を逆行する。すなわち、人別改によって定期的に把握され「人別帳」に記載された情報は、個々の名主の支配地域毎に人数や世帯数として集計、書上げられ、「人別高書上」へと転記され、「支配限人別寄高」として積み上げられ、上申される。

杉は、駿河国人別調の実施を、奉行を初めとして、名主達、さらには小前という幕藩時代からの支配統治体制に委ねている。杉が彼等からの調査協力の取り付けに腐心したのは、この調査の実施当時、町方において地区の取りまとめ役として名主の権威がなお健在であったという事情だけではない。すでに弘化3(1846)年を最後に全国レベルでの定期人口調査としての人別改の実施は途絶えていたとはいえ、長期にわたる幕藩時代の人別改の実施慣行を、少なくとも杉自身の意識の中には引きずっていたように思われる。

ところで、名主達に対する最初の説明会で杉が提示した「報告事項一覧」の中には、提出用紙について、「實用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候」と但し書きされている。ちなみに、人別改の実施方法について雛形様式とともにその周知徹底を図るべく出された寛政8年の触書である「人別書上改正申渡并書上書式」にも、人別帳の様式に関して、「手軽ニ半紙堅帳ニ拵」〔司法資料(1934) 575頁〕と指示されている。これは、調査の実施者側で事前に様式を印刷して準備し、配布するのではなく、用紙そのものの調達も含め、それを報告者側に委ねていることを意味する。「報告事項一覧」に関する原情報の徴集方法についての杉のこのような認識も、これまでの人別改の慣行とあながち無関係ではないように思われる。

駿河国人別調において杉が初めて導入した「家別表」における下僕等の同居人も含めた個々の住人に関する調査事項、すなわち、生国、年齢、家持・借家、業態(渡世)、出稼ぎ、入稼ぎ、さらに宗旨は、いずれもそれまでの人別改で調査されてきたものである。むしろ、これらに関しては「人別帳」の個人記載部分の方がより詳細でさえある。

他方、田畑・山林については、吉宗による享保6年の最初の人別改では把握事項に加えられていた。しかし、同11年の触書により、その後の人別改では調査対象事項から除外されている。とはいえ、田畑等の保有状況は、賦役や年貢等の徴課あるいは戦時の動員も想定して、保有する牛馬とともに、「人畜改」によって江戸時代以前から戦国領主が自領において定期的に把握してきた事項である。この点を考慮すれば、「家別表」での調査事項は、杉の着想によるというよりもむしろ従来から行われてきた人別改等から継承されたものという色彩が強い。

この点に関して藪内武司は、杉の調査論への旧幕以来の「人別改」の影響として、次のように指摘している。すなわち、「当時すでに、西欧諸国においては周期的国勢調査が開始されており、杉は、開成所時代にこれらの具体的な官庁統計の成果に触れているところであった。したがって、これらの調査事項の設定、調査票の設計にあたっては、さきに学んだ統計知識を応用したであろうことは想像に難くない。しかし、この期にはまだ、彼の統計理論にたいする知識は体系的には形成されていなかった。それゆえ、その調査事項のかなりの部分は、旧幕時代の「人別改」と称せられる人口調査、なかんずく、1721<享保6>年6月の「触書」以降、とくに強化された周期的人別調での表式が、その参考になったものと思われる。そのことから、そこにはまだ多くの封建的思考の残滓が散見されるといえよう」〔藪内182頁〕、と。

(1) 両者の差異性

駿河国人別調は、上記のような人別改からの継承性の側面だけでなく、統計調査としての新たな

な要素も他方で併せ持っている。「報告事項一覧」と「家別表」について、これを見ておこう。

(i) 人口の動態把握様式としての「報告事項一覧」

第3章の(1)で見たように、「報告事項一覧」は、その内容から推察するに、個人と世帯に関する動態面の把握を目的として設計されたものと思われる。[森(2012)]によってすでに明らかにしたように、江戸時代に行われていた人別改は、人口の社会動態面、特に移動人口の把握に関して極めて特徴的である。なぜなら、「人別帳」によって人口の静態面を捉える一方、それと一体化させた形で、「入人別帳」と「出人別帳」によって、出稼ぎその他に伴う地域的な人の移動を捉える仕組みを人別改は持っているからである。言い換えれば、人別改による人口把握で最も特徴的な点の一つは、それが人口の静態と社会動態とを相互に関連づけつつその把握を行っていることである。それは、現行の国勢調査が部分的に人口の地域間移動に関する調査項目を持っているとはいえ、わが国の場合、今日、静態人口と移動人口が、それぞれ国勢調査と住民基本台帳人口移動報告という別個の統計として捉えられているのとは対照的である。

その一方で人別改は、自然動態の把握に関して、致命的ともいえる欠陥を持っている。人口の出生と死亡に関して、「人別帳」には直接的な記載が要請されていないのがその理由である。特に、乳幼児や年少者については一般に人別改の対象外とされ、また人別改の把握対象とする年齢を何歳からにするかも藩によって異なる^[注 10]。その結果、各藩等から幕府に提出される報告に記載された人口の対象年齢は必ずしも統一したものではなく、『吹塵録』などに諸國人口として掲載されている男女別人口[大蔵大臣官房(1890) 7-8 頁]も、実際には定義の異なる数値の合計をただ掲げたものであるに過ぎない。「奉公人并又者書出ニ不及候旨相達候ハ勿論武家方計之儀ニ候」[司法資料(1934) 572 頁]と武家方ならびにその奉公人等が対象除外となっているだけでなく、出生、死亡という人口の自然動態の把握に関する問題が、人別調による把握人口の統計資料としての価値を限定的なものにしている。

このような視点から杉の「報告事項一覧」の内容を見ると、それは人口の社会動態面だけでなく自然動態について、今日の人口動態統計において見られるような単産・複産さらには流産や死産といった出生に関する極めて多岐にわたる情報、また死亡についても死亡時の年齢や死因に関する情報も収集できるように設計されている。こういったおそらくは杉の創意による独自の調査設計は自然動態の把握に関して人別改が一貫して保有していた難点を克服するものであり、人別改に対する駿河国人別調の調査計画の優越性を示すものであるといえる。

このように、杉が導入した「家別表」と「報告事項一覧」に基づく駿河国人別調は、静態面だけでなく自然ならびに社会動態面も含めた人口現象の統一的把握を志向した独特な調査方式となっている。統計調査の史的展開のひとつとして駿河国人別調を位置づけた場合、それは一方で人別改からの調査方式としての継承性の要素と同時に、杉自身の創意による新たな次元への調査の展開という側面をわれわれは読み取ることができる。

駿河国人別調のもうひとつの優位点は、統計化される原情報の取り扱いに関するものである。

[森(2012)]においてすでに詳論したように、「人別帳」によって記載、報告が求められている情報は、実名による個人情報の部分とそれに基づいて集計され書上げられた計数部分という、情報特性の面で全く質を異にする二種類の情報要素から構成される。

このうち、「人別高書上」として仕立てられ、さらには名寄せされ「支配限人別寄高」として取り纏められるのは、後半の計数部分だけである。人別改を人口統計の作成過程として捉えた場合、「人別帳」が各住戸において把握した個人情報からなる原情報は、「人別高書上」に転記された瞬間

に変質を遂げる。正確に言えば、それより以前に個人情報が集計量として計数化された時点で、「人別帳」という単一の様式内で個人情報と集計量との対応関係はなお維持されているとはいえ、情報それ自体の変質過程は実質的には完了している。その意味では計数化された情報の行く末は決せられており、「人別高書上」への転記という行為が個人情報との分離を決定的なものにするだけである。このような情報の転化過程の中で、「人別帳」が持っていた実名つきで表記された個人情報の部分は完全に削ぎ落され、単に計数として人口数ならびに属性別の数字が集計量の形で集約される。情報それ自体の論理としてみれば、一連の書き上げ過程は一種不可逆的な情報の操作過程であり、そこでは一旦作成された「人別高書上」等から個人情報である個人属性の痕跡をたどることはできない。

このような観点から人別帳を見てみると、各藩等からの報告に基づき全国人口の数値として集約される計数は、少なくとも統計的把握に関する限り、集計量を事実上その出発点としている。なぜなら、「人別帳」は名主方に台帳として保管され、それが持つ個人情報もまた、通常は名主限りのものとして取り扱われるからである。

住人の管理統制という面では、家主ならびに名主による署名、捺印という作業過程が、目的合理的な制度的装置として人別改には組み込まれている。人別改の結果としての人口数の書上情報は、あくまでも幕府から名主等に課された管理統制という一種の行政的行為の遂行から得られる副産物的情報に過ぎない。そこでは、統計作成そのものとは全く異質ないわば政治的強制力が、得られる統計原情報の把握精度を担保する要因として機能している。町年寄あるいは藩や幕府の改め方は、名主達が上申する書上情報の内容の質について、作成者達による署名、捺印という行為を拠り所として一方的に信じる以外にはない。彼ら自身はその報告内容の真偽を確認する術を持ち合わせてはいないのである。

ところで、時代は下り、明治 3(1870)年に明治新政府は、府県宛に民部省通達第 623 号を発令し、「府県物産表」として簡単な報告形式を定め、米や雑穀等 28 品目の報告を命じている。また「物産表」については、その後、所掌業務が大蔵省に移管され、明治 5 年に大蔵省通達第 37 号により、より詳細な報告様式を示した報告徴集が行われる〔鮫島 10-11 頁〕。このように、江戸時代中後期の人別改において行われていたような書上書式の雛形を示して統計情報の収集を行うという調査方法は、明治初期においてもなお踏襲されている。

人別改において特筆すべき点は、それが「人別帳」という単一の様式の中に、集計情報だけでなく個人情報をもまた並存させていることである。このため、こと「人別帳」に限ってみれば、集計結果から個人情報への遡及、言い換えれば集計量の計数の確からしさについて、個人情報との照合による確認が可能である。

これに対して、最初から集合調査あるいは既存の集計記録からの転記による単なる情報の積み上げによって統計が作成される物産表等の調査方式の場合、個人情報への遡及の道は最初から完全に閉ざされている。一般に表式調査と呼ばれるこの種の調査法について鮫島龍行は、その結果精度と関連づけて、「統計表の形式さえととのっていれば、その数字がどんな手続きでえられたかを問わないし、また問うことのできない方式」〔鮫島(1971) 27 頁〕であり、統計史的には、「集計組織の未熟な初期の発展段階ではむしろ必然的な情報収集の方式」〔同 27 頁〕であるとの評価を下している。

この点で見れば人別改も、「人別高書上」以降の統計作成過程は、上述の「物産表」と同様、個体への遡及の道が閉ざされた典型的な表式調査としての性格を備えている。統計作成という観点

から人別改による人口把握を捉えた場合、「人別帳」によって得られた原情報は、それらが「人別高書上」書式に転記された瞬間に変質を遂げる。なぜなら、個体の把握それ自体は当時の支配機構の末端を担う名主を結節点として、いわば強権的な形で実施されているものの、把握され集計量として「人別高書上」に転記された瞬間に、個体情報はそれまでに持っていた個体としての情報特性を喪失し、その痕跡を全く留めない単なる計数へと変貌するからである。

書上げられた計数が「支配限人別寄高」として名寄せされ、郡別、さらには国別に例えば「領知人数帳」といった形に仕立てられ、幕府に提出され各国別人口として列挙される過程は、統計の作成方式としては、まさに表式調査そのものである。そこでは、位階構造を持つ組織系統として制度化された報告徴集の上位組織は、下位組織から上申される報告内容を確認する参照情報を持ち合わせていない。たとえ「人別帳」に記載された個人情報に照会の対象となる場合にも、集計された個々の計数の真偽の確認という純粋に統計目的で名主に留め置かれている「人別帳」における個体の記載内容が再点検されることはない。

これに対して、駿河国人別調における「家別表」によって収集された個体情報は、その集計処理過程においても依然として個体情報としての特性を失うことなく、作表の都度、繰り返し様々な形で数え上げられ、集計される。そこでは、集計結果から必要に応じて常に原情報へと遡及する途が実質的に開かれており、個票に記載された原情報との照合が可能である。集計過程へのこのような原情報の個体特性の維持という面は、まさに個票調査の表式調査に対する調査形態としての優越性でもある。

6. 海外の統計学からの影響

鮫島は、甲斐国現在人別調で使用された「家別表」に関して、「この調査の方法（「家別表」を用いた調査法 引用者）は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査であると評し、「これらの方式は、彼がみずから学んだハウスホーファの『統計学教程』の「調査論」に準拠したものであろうと思われる。」と指摘している〔相原・鮫島(1971) 41頁〕。

ここでの鮫島の指摘は、直接的には甲斐国現在人別調における「家別表」の使用に関したものである。杉が甲斐国現在人別調の10年以上以前に、結果的には沼津と原のみの調査に終わったとはいえ、駿河国人別調を手がけたこと、さらにはこの調査ですでに杉が「家別表」という個票を用いていた事実を全く承知していなかったとは考え難い。そこで、わが国における「家別表」という個票使用の事実を踏まえて、上記の鮫島による「家別表」の評価について、二点論評を加えておきたい。

第一は、鮫島による「政府公式の最初の統計調査」という表現に関するものである。甲斐国現在人別調は、明治政府による政府公式の統計調査であった。この調査で事実「家別表」が原情報の収集に使用されたことから、この調査を「近代的な調査表形式による政府公式の最初の統計調査」と評する鮫島の指摘には特段の矛盾点は存在しない。なぜなら、駿河国人別調において先行的に「家別表」がすでに使用されてはいるものの、この調査は「政府公式の統計調査」にはあたらないからである。

駿河国人別調における「家別表」の使用の事実を踏まえた場合、第二の点は、杉による「家別表」という個票方式による調査の着想への理論的影響の評価に関して、やや不適切な内容をもつものである。すなわち、史実によれば、杉がウイーン留学の土産として赤松則良からハウスホーファ

一の前掲書を貰い受けたのは明治7～8年(1874～5年)とされている。その初版の刊行が1872年である点を考えあわせれば、「家別表」という様式を有する駿河国人別調を杉が企画、実施した明治2年の上半期以前に、彼自身がハウスホーファーの統計学と接点を持つことは時代考証的にもありえない話である。この時点以前に杉が接触しえた欧州の統計学はなお限定的である。駿河国人別調における「家別表」の着想に対して海外の統計学が仮に有意な影響を与えたとしても、それはハウスホーファーの統計学ではなく、例えば慶応元年(1865年)にオランダ留学から帰朝した津田真道によるフィッセリングの講義ノートなど別な由来によるものではないかと思われる。

ところで、辻は、論文「甲斐国現在人別調」の成立について」の中で「駿河国沼津・原政表」の存在についても部分的に触れている。そこでは辻は、「統計調査としては極めて未熟な不完全なものではあるが、ともかく、統計調査の意図と形が一応保持されているという点で、わが国統計調査史の冒頭第一頁を飾るにふさわしいもの」とする一方、「その調査票(報告事項一覧 引用者)および「家別表」は極めて幼稚なものであり、現代統計調査法の水準にほど遠いものであった」という評価を下している[辻28-29頁]。しかし残念ながら、「駿河国沼津・原政表」のどこが「幼稚」で「現代の水準にほど遠いもの」であったかについて彼は、特段立ち入った考察は行っていない。

津田真道と西周は、慶応元年(1865年)12月にオランダ留学を終えて帰朝している。その頃杉は開成所において教授並として彼等と職場を共にしており、帰国した津田を通じてフィッセリングの統計学講義録の内容を知りうる立場であった。後に津田によって『表紀提綱』として翻訳出版されるフィッセリングの統計学の第3章「人口表」には、「各戸各表ヲ作ルベシ」[フィッセリング(1874)37頁]と記されており、杉が津田から「家別表」の着想の元情報を得たことも十分考えられる。しかし仮にそうであったとしても、そのことはわが国の人口調査史において初めて実際に「家別表」という個票形式の調査票を導入した杉の功績をいささかも損なうものではない。

ところで、『表紀提綱』の第3章には、上記の記述と相前後して、人口統計の調査企画にとっていくつかの重要な指摘が見られる。まず、フィッセリングは人口を「一時ノ口数」(第1類)と「歳月ノ経過ノ間口数ノ変更」(第2類)戸に区別することによって、静態統計と動態統計という2つの異なるタイプの統計概念を提示している。また、同書には、「記録ヲ要スル所ノ事」として、世帯主(「家長」)及び世帯員や寄留者に関する調査事項^[注11]を具体的に例示している。

駿河国人別調の調査企画ならびに調査票の設計に際して、杉自身の独創性の要素と津田を介したフィッセリングからの示唆のいずれが卓越するかを断定するだけの根拠資料を筆者は持ち合わせていない。しかし、ありうる可能性として、少なくとも駿河国人別調には、一方では幕藩体制下で長期にわたって実施されてきた人別改の調査慣行からの継承性の側面と、他方で当時の海外における統計の展開の要素が、混在同居しているように思われる。

むすび

以下では、本文での検討結果を踏まえ、「家別表」、「報告事項一覧」と調査の表章結果との関係を中心に、駿河国人別調のいくつかの特徴的な点に関する若干の指摘を行うことで本稿のむすびとしたい。

第一に、「報告事項一覧」については、既存の雛形が提示されたのではなく、書式の作成は申告者の裁量に委ねられていた。このため、名主や小前等の解釈に基づく説明に従って各戸別に項目に対応する記載が行われ申告されたものと考えられる。その意味では「報告事項一覧」は、調

査として標準化される以前の表式調査において一般に用いられていた調査法に共通する要素を併せ持っている。

第二に、「報告事項一覧」の記載事項は、基本的に人口の動態面に関するものである。しかし動態面調査に不可欠な参照期間については特に明記されておらず、事由発生の都度作成し「何年何月とした」ため三日の内にとどげ可申事」と指示されているだけである。提出された個別報告をどのように取り纏め、どのような周期で上申するかについての指示は特にはない。

第三に、「家別表」には、「人数」記入欄のように、個人情報に記載する欄の設定としてはやや疑問を感じる記入項目も含まれている。

第四に、集計結果表として取りまとめられた沼津政表、原政表の多くは「家別表」を情報の源泉とするものであるが、一部には「報告事項一覧」による報告徴収結果も用いられている。

第五に、これら二つの政表に収録された集計結果表は全て人口静態に関するものであり、「報告事項一覧」によって収集されたはずの動態人口に関する結果表が存在しない。これは、調査により把握された原情報が本来的に有する情報量と比較して、集計結果表の内容がその一部に過ぎないという極めてバランスを欠くものとなっている。言い換えれば、調査はされたものの、多くの項目については、例えば、集計能力の限界あるいは参照期間が不統一なため動態データとして調査結果として具体的な形をとりえなかったものと考えられる。

そして最後に、本文中の表2にも示したように、疾病数や農馬のように一部の表の中には、その情報の源泉が明らかでない数字も一部散見される。

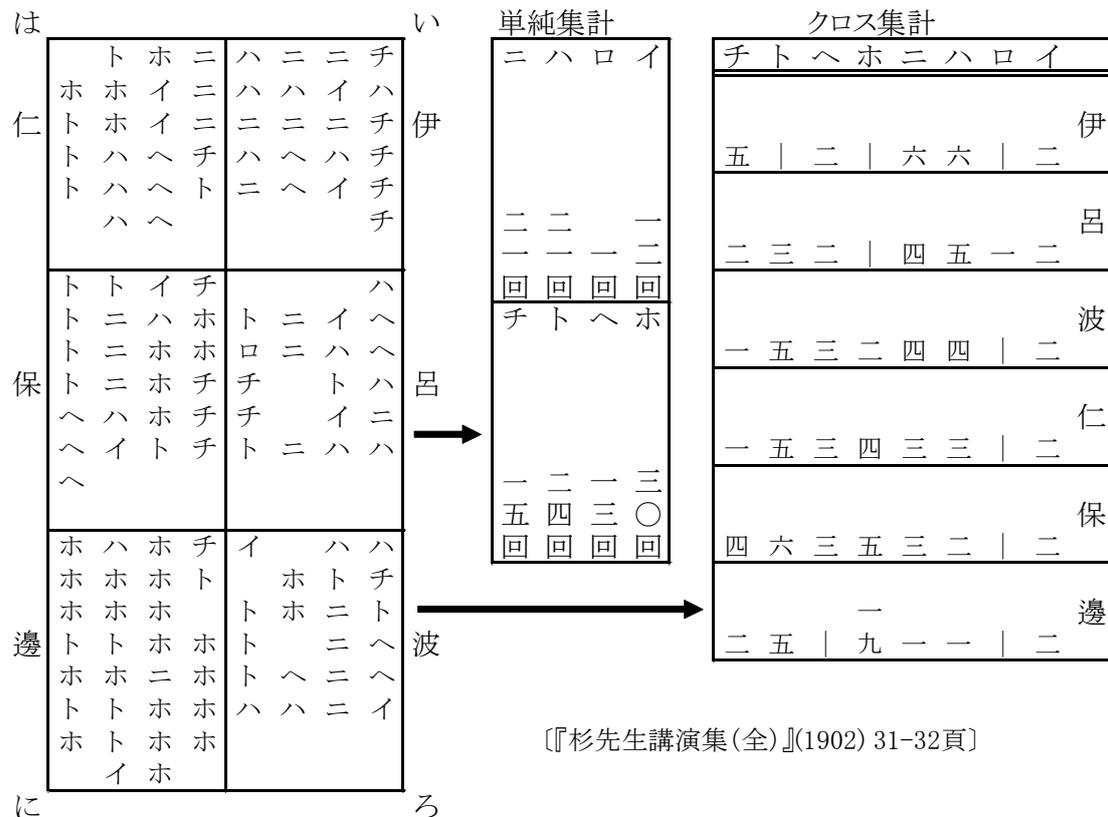
このように、駿河国人別調は、調査票に関して「家別表」という個票そのものにも若干の問題を内在させている。また調査が「家別表」だけでなく「報告事項一覧」による報告徴収方式も併用する形で行われたこと、さらには動態と静態の明確な区別を欠いた結果、動態調査の前提となる参照期間が事前に指定されていないなど、この調査は統計調査としていくつかの問題点ないしは不明な点を含んでいる。

一方で人別改めによる人口調査の実績、他方で西欧の統計学からの新たな知識技術の注入といういわばモザイク的事情の中で、それまでの表式調査にかわる新たな調査方式として杉の中で個票調査がどのように定式化されていくのかは、表式調査から個票調査への統計作成方式の展開を調査論理の観点から捉える上で有効な手掛かりを提供するように思われる。その意味でも、歴史的には従来からの人別改とその後の国勢調査につながる甲斐国現在人別調の中間に位置する駿河国人別調は、調査票の性格としてもまた調査における統計単位情報の収集形態の面でも、それが含みもつ過渡的性格の故に多くの示唆的な内容を持っているように思われる。

[謝辞]本論文は、平成 23 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 B「政府統計データのアーカイビングシステムの構造と機能に関する国際比較研究」(課題番号 22330070 研究代表者 森博美)ならびに挑戦的萌芽研究「GPS 情報の活用による公的統計の新たな展開可能性に関する多角的研究」(課題番号 40105854 研究代表者 森博美)による研究成果の一部である。

〔注〕

- 1)『杉亨二自叙傳』その他では、それぞれ阿部國之助、中臺伸太郎となっているが、ここでは『静岡県史 通史編5 近現代1』(平成8年)の表記に従った。
- 2) 小前とは、一般には、田畑や家屋敷は所有するものの、特別な家格や権利を持たない本百姓を指す。なお、ここでの小前には、市中の各住戸で住民の把握を行う直接の担当者である家主等も含まれているものと考えられる。
- 3)ちなみに甲斐国現在人別調の際には、調査個票として、11万枚の「家別表」が印刷されている〔統計院(1882)2頁〕。
- 4) 杉は統計表作成の例示として、次のような単純集計とクロス集計の書上げモードを示している。



〔『杉先生講演集(全)』(1902)31-32頁〕

5)八鍬友広は、明治10年(1877年)に滋賀県で6歳以上の県民を対象に実施された識字率調査によれば、自署名可能な者の割合が64.1%(男89.2%、女39.3%)に達していたこと、この高い識字率が明治5年(1872年)の学制導入以前の教育によって達成されていたこと、また他県との比較により国内の地域差が極めて大きかったことなどを指摘している。

また、ハーバード・パッシンは、日本の急速な近代化との関連で当時の教育水準に注目し、江戸時代末期の社会集団別の識字率について、右のような推計結果を与えている。

社会集団	推測識字率
武士	100%
武家の女性	50%
大都市の町人	70-80%
小都市と地方の町人	50-60%
大都市の職人階級	50-65%
小都市の職人階級	40-50%
庄屋	ほぼ100%
村役人	50-60%
小作人	30-40%
辺地の小作人	20%

(出所)〔パッシン(1969)68頁〕

6)明治36年(1903年)発行の静岡市地図には、当時の町数124、戸数9780戸、人口45,300人という数字が掲げられている〔『明治・大正日本都市地図集成』

(柏書房)。

7) 賦役負担者となる本百姓の範囲は時期によっても異なる。慶長期には庄屋は本百姓から除かれていたが、元和期(1615～1624年)には、庄屋も賦役負担を持つ「本百姓役儀」の対象になっている〔永尾(1988) 86頁〕。

8) 速見は、紀州における役家算定資料に基づき、非役負担者を次のように分類している。

地位による負担免除者	庄屋、肝煎、ありき
宗教関係者	ねぎ、神主、寺、山伏、みこ
特殊技能者	かぢ屋、そま、大工、紺屋、かこ、渡守、船頭
高齢者等	後家、うば、隠居、おうじ、ぢい、やまめ、祖母
主家従属者	下人、抱者、ふくちい、百姓使者、百姓内者、主持
身障者等	座頭、こしぬけ、めくら、かたわ物、腰引
その他(1)	おか、かじけ、おか引
その他(2)	明家、失人

〔出所〕〔速見(1957) 13頁〕より作成

9) 東京大学史料編纂所編纂(1957)『小倉藩人畜改帳』『大日本近世資料』東京大学出版会

10) 本庄榮治郎は、「十五歳以下ノ幼者ニツイテハ、各藩ノ制規ニ委シ、之ヲ計上スルコトヲ強制セス、故ニ…或ハ當歳以上ヲ計ヘ(島津、伊達、籐堂、其他)或ハ二歳以上ヲ計算シ(池田、蜂須賀)或ハ十五歳以上ヲ計算ス(前田)」〔本庄(1916) 6頁〕と、藩による不統一事例を挙げている。

11) 明治7年に太政官政表課から刊行されたフィッセリング著『表紀提綱 一名政表学論』(津田真道訳)の第三章人口表には、

「人口表ヲ別チテ二類トス

第一類 一時ノ口数

第二類 歲月ノ経過ノ間口数ノ変更」〔フィッセリング(1874) 35-36頁〕

としてすでに静態、動態統計の区別についての指摘があり、また調査票についても、

「各戸各表ヲ作ルベシ當該吏員界各紙ヲ附シ家長ヲシテ要求スル所ノ事ヲ填記セシム若シ家人字ヲ書スルコト能ハザル時ハ該員其口述ヲ聞テ代書スベシ」〔同 37頁〕

として、家別表の使用と実査の方法、さらには

「記録ヲ要スル所ノ事左ノ如シ

家長家眷家属一切ノ姓名官爵種族男女年齢

家長ト眷属ノ関係例ヘハ妻、子、女、僕、婢ノ類

各人在世ノ形状例ヘハ未婚既婚鰥夫寡婦各人ノ生地

本住寄留及ヒ不在」〔同 37頁〕

と、調査すべき項目についての指摘がある。当時の講義が Vorlesung の形式、すなわち教授がテキストを読み上げ聴講者がそれを筆記するという形で行われていたことから、津田の帰朝後に杉が目にしたはずのフィッセリングの統計学の講義ノートには、ほぼこのような内容の記述があったものと推察される。これらの点を考え合わせれば、フィッセリングの人口調査論は、駿河国人別調における「家別表」という個票の採用に多少なりとも関係しているように思われる。

〔参考文献〕

フィッセリング(津田訳)(1874)『表紀提綱 一名政表学論』

統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』

大蔵大臣官房(1890)『吹塵録』第5冊

世良太一編纂(1902)『杉先生講演集(全)』
河合利安(1911)「静岡藩各地政表調査の概要」『統計集誌』第 359 号
本庄榮治郎(1916)「徳川時代ノ人口」京都帝国大学『経済学論叢』第 2 卷第 5 号
黒羽兵治郎(1930)「明治初年の静岡藩及び甲斐国現在人別調」『経済史研究』第 7 号
司法資料(1934)『徳川禁令考』(第六帙)卷 60
総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』
辻博(1961)「甲斐国現在人別調」の成立について『同志社大学経済学論叢』第 11 卷第 3 号
ハーバード・パッシン(國弘正雄訳)(1969)『日本近代化と教育』サイマル出版
相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房
藪内武司(1977)「国勢調査前史(一)－明治人口統計史の一齣」『岐阜経済大学論集』第 11 卷 1・
2 号
永尾正剛(1988)「細川小倉藩人畜改帳の考察」『西南地域の史的展開－近世編』、思文閣出版
八鍬友広(1990)「19 世紀末日本における識字率調査」『新潟大学教育学部紀要(人文・社会科学
編)』第 32 卷第 1 号
世良太一聴録(2005)『杉亨二自叙傳(完全復刻版)』(財)日本統計協会
森博美(2012)「人別帳情報の情報特性について」『経済志林』法政大学経済学部学会第 79 卷第 4
号

付属資料1 「報告事項一覧」

(a)	— 嫁取	いづれの國たれの娘か養女か何歳か
(b)	— 婿取	いづれの國たれの婿か養子か何歳か
(c)	— もらひ子	いづれの國たれの婿か娘か何歳か
(d)	— 出産	男か女かふた子か三つ子か男女いく人か流産か死體か
(e)	— 死去	なに病にて何歳で死去か男か女か
(f)	— りゑん	何歳にてりゑんか
(g)	— 縁ぐみ	何歳にて縁ぐみか二度の縁か三度の縁かいくどの縁か
(h)	— やもを	いづれの國か何渡世か何歳にてやもをか
(i)	— やもめ	いづれの國か何渡世か何歳にてやもめか
(j)	— みなし子	何歳にてみなし子か男か女か
(k)	— ひとりもの	いづれの國か何渡世か何歳にてひとりものか男か女か
(l)	— 田畑山林	いづれのたれへゆづり渡し誰よりゆづり受候か
(m)	— とせい替	何渡世より何とせいかへるか
(n)	— 家持	なにとせいのものより家かひ受るか何とせいを始るか
(o)	— 借家	なにとせいのもの住居か何とせいを始るか
(p)	— 出かせぎ	いづれの國か何とせいか男か女か何歳か
(q)	— 入かせぎ	いづれの國のたれか何とせいか男か女か何歳か
(r)	— 宗旨がへ	何宗旨より何しうしに改るか
		右のケ條は何年何月としたゞめ三日の内にとゞけ可申事
(s)	— 召使	何れの國か何とせいか男か女か何歳か何宗旨か但し子供をつれ候はゞ男か女か何歳か
		右召使の分は毎年11月朔日より同15日までにとゞけ可申事
		右者御領内人民のために相成候様厚く御世話被成度御趣意有之ての事に候間能々会得いたし箇條日限等無相違市中は町会所在方は其所役人え届出可申事
		但實用第一の儀に付とゞけ書はなに紙にても不苦候且當人届に出候にも及ばず人頼にても召使の者にとゞけ持參可致事

[表注] 原資料は縦書き。最左列の記号は引用者が追加したもの。

(出所)『杉亨二自叙傳』 44-46 頁

付属資料2「家別表」

f		e		d		c		b		a		
婢	女		婦	僕	男		夫					
											生	イ
											国	
											人	ロ
											数	
											年	ハ
											齡	
											借	ニ
											家	
											持	
											山	ホ
											田	
											林	
											畑	
											業	ハ
											体	
											出	ト
											稼	
											入	チ
											稼	
											宗	リ
											旨	
縁	縁	獨	孤	寡	縁	縁	獨	孤	鰥			
私	公			私	公			私	公			
こ	け	く	き	か	お	え	う	い	あ			

(出所)『杉亨二自叙傳』 48 頁

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
5	人口動態統計における交通事故死亡統計の特徴について	2000.05
6	Trends in U.S. Working Hours since the 1970s	2001.07
7	わが国における外国人の国籍別出生率について	2001.09
8	東京の消費構造－東京都生計分析調査	2002.10
9	Wide Variations in Statistics Data Sets on the Same Subjects－Reconsidering the Report of the Indian National Statistical Commission	2003.12
10	日中 1995 年産業別購買力平価の推計	2004.04
11	日本における「統計法」の成立	2005.06
12	「統計法」と法の目的	2005.07
13	諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状	2005.09
14	統計に係る個人情報の秘密保護について	2006.08
15	若年層における雇用状況と就業形態の動向－『就業構造基本調査』のマイクロ データによる実証分析	2006.12
16	社会生活行動から見た若年層の不安定就業化・無業化の分析	2008.03
17	国勢調査による従業地把握の展開と従業地別就業データの意義	2009.06
18	無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定	2009.10
19	エンゲルとザクセン王国統計	2009.12
20	第一次統計基本計画と政府統計の直面する課題	2010.01
21	エンゲルとプロイセン統計改革	2010.02
22	エンゲルと 1875 年ドイツ帝国営業調査	2010.03
23	調査形態論再論	2011.03
24	統計を規定する諸要因との関連から見た時空間個体データベースの可能性 について	2011.04
25	位置情報を用いた調査票情報の情報価値の拡張とその分析的意義について	2011.06
26	ジオコード情報の活用による統計の把握精度改善の試み	2011.09
27	統計的マッチングによる疑似パネルデータの作成と精度検証	2011.11

オケージョナル・ペーパー No.28

2012 年 1 月 15 日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原 4342
Tel 042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人 森 博美